

令和4年度  
社会教育主事講習[A]  
実施要項

期間 令和4年7月15日～8月19日  
主催 国立教育政策研究所  
社会教育実践研究センター

## 目 次

	ページ
I 実施要項	1
II 受講申込み	8
III 受講について（受講決定後から受講まで）	14
参考規程	17
Q & A	22
様式集	26
別表 1（講習を行う科目名、単位数等）	37
別表 2（日程）	41

# I 実施要項

## 1 社会教育主事講習の概要

国立教育政策研究所（以下、「当研究所」という。）社会教育法第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程（以下、「省令」という。）に基づき、文部科学大臣から委嘱を受け、社会教育主事となりうる資格を付与すること、及び社会教育に携わる専門的職員等の資質の向上を目的として講習を実施しています。

## 2 主催（会場）

国立教育政策研究所社会教育実践研究センター（東京都台東区上野公園12-43。）

## 3 受講資格

省令第2条各号のいずれかに該当する者

第2条	該当する者の例
第1号該当者	大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者
第2号該当者	教育職員の普通免許状を有している者
第3号該当者	2年以上、社会教育主事補、司書・学芸員等、社会教育に関係する業務に従事している者 他
第4号該当者	4年以上、学校の教職員、専修学校の校長及び教員、少年院又は児童自立支援施設において教育を担当する職にあった者
第5号該当者	その他文部科学大臣が上記に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

## 4 講習を行う科目名、単位数、内容・テーマ、配当時間数、教育方法及び講師

別表1のとおり

## 5 期間（全日程）

令和4年7月15日（金）～8月19日（金）（うち集合9日間。土日祝日を除く。）

## 6 日程

(1) 講義や実習等  
別表2のとおり

(2) 講習前オリエンテーション

受講決定後、講習前に行うオリエンテーションに必ず参加してください。

オリエンテーションに参加しない者は、その後の受講はできません。

- ・接続確認を兼ねますので、ライブ配信を受講する場所で参加してください。
- ・受講に必要な情報の連絡、Zoom やLMSの操作説明をするとともに、受講の方法や修

了の基準について、その他受講上の諸注意をお伝えいたします。

※ 講習前に行うオリエンテーションは、次の日程を予定しています。受講申込み時に次のいずれかを選択してください。 詳細は、受講決定後にお知らせします。

- 〔 A. 令和4年6月30日(木) 17:00~18:30  
B. 令和4年7月 1日(金) 14:00~15:30 〕

## 7 受講方法や定員等

科目別の期間及び受講方法等は、次のとおりです。

インターネットを活用した講義の受講（当研究所が制作した講義動画の視聴（以下、「eラーニング」という。）及びライブ配信の視聴）と集合形式での講義・演習があります。

eラーニング	ライブ配信の視聴	集合形式での講義・演習
		
所定の期間内、時間や場所、回数を問わず受講できます。	指定の日時に職場や自宅等で受講します。	社会教育実践研究センター（以下、「当センター」という。）に集合して受講します。

詳細については、次の表のとおり。

受講科目	定員	実施方法	期間等
生涯学習概論 〔2単位〕	120名	eラーニング	視聴可能期間： 7月15日(金)～7月29日(金)
		ライブ配信の視聴	交流：7月28日(金)午後 シンポジウム：8月5日(金)午前
社会教育経営論 〔2単位〕	120名	eラーニング	視聴可能期間： 7月15日(金)～8月5日(金)
		ライブ配信の視聴	交流：8月4日(木)午後 シンポジウム：8月5日(金)午後
生涯学習支援論 〔2単位〕	60名	集合形式での講義・演習	8月8日(月)～8月15日(月)
社会教育演習 〔2単位〕	60名	集合形式での演習	8月16日(火)～8月19日(金)

### 〔参考：令和4年度社会教育主事講習〔A〕日程〕

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
7月	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	社会教育主事講習〔A〕 オンデマンド教材配信期間															配信開始	ライブ配信										配信期間				
	概論・経営論(7月15日～7月29日まで同時配信)															海の日	交流										概論テスト締切	経営論配信			
8月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
	オンデマンド教材配信期間				ライブ配信			支援			支援			支援			支援			演習			演習			演習			演習		
	経営論配信				経営論交流			集合			集合			集合			集合			社会教育主事講習〔A〕											

## 8 受講環境その他

原則として、全日程のうち、ライブ配信による受講及び集合形式での演習は、すべて出席していただく必要があります。業務や私事都合のための欠席はできません。業務や生活等の影響を受けず受講に専念できるよう事前に調整してください。

## 9 インターネットを活用した受講の要件等

eラーニングやライブ配信の視聴による受講のためには、パソコン等のハードウェアとメールやWeb会議システム（以下、「Zoom」という。）等のソフトウェア、そしてインターネットに接続できる環境が必要です。

詳細な要件等は次のとおりです。

それぞれの項目（□部分）を✓チェックしながら確認してください。

○パソコンやソフトウェア等は、すべて受講者で準備していただくものです。

○各自1人1台パソコンを用意して使用してください

スマホやタブレット端末でも視聴は可能ですが、講義資料のダウンロードやアンケートへの回答等が厳しい場合もあるため、パソコンを推奨します。

### (1) ハードウェア

項番	項目	内容（用途・要件等）
1	パソコン	次の要件を満たすパソコン及びネットワーク環境
		<input type="checkbox"/> OS : Windows 10、Windows 11
		<input type="checkbox"/> メモリ : 2 GB 以上 (64bit OS)
		<input type="checkbox"/> 解像度 : 1024 x 768 pixel 以上
2	Webカメラ マイク	<input type="checkbox"/> インターネットに常時継続・安定して接続できること。 通信速度 : ブロードバンド環境推奨 <input type="checkbox"/> 下り 10 Mbps 以上を推奨 (例) Zoom や動画の映像及び音声途切れることなく出力されること。
		<input type="checkbox"/> パソコンに内蔵又は外付け。出欠確認等に必要です。
3	ヘッドセット	<input type="checkbox"/> ヘッドセットの使用を推奨します。パソコンに音声デバイス（スピーカー、イヤホンなど）が接続されていない場合は、ヘッドセットが必要です。

(2) ソフトウェア

項番	項目	用途・要件等
1	ブラウザ	<input type="checkbox"/> <p>LMS (Learning Management System) にログインして、各種連絡事項の確認、eラーニングやライブ配信、講義資料のダウンロードやアンケートへの回答等を行います。次のブラウザを推奨します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Microsoft Edge 最新版</li> <li>・Google Chrome 最新版</li> </ul>
2	Web会議システム (ミーティング用 Zoom クラ イアント)	<input type="checkbox"/> <p>双方向性のあるライブ配信講義を受講するために必要であるため、<u>必ず使用するパソコン等にダウンロードしてください。(ブラウザ版では不具合が生じる場合があります。)</u>また、常に最新版にバージョンアップして受講してください。 <u>次からダウンロードしてください。</u> <a href="https://Zoom.us/download">https://Zoom.us/download</a></p>
3	Microsoft Office (Word2016 以上、 Excel2016 以上、 PowerPoint2016 以上)	<input type="checkbox"/> <p>確認テストやレポート作成、講義資料の閲覧等に必要です。</p>
4	Adobe Acrobat Reader	<input type="checkbox"/> <p>講義資料閲覧等に必要です。</p>

(3) メール

当センターでは、研修に関する連絡などをメールにて送付（一斉送信）します。

次の注意事項をよく確認して、受講申込みの際は、適切なメールアドレスを登録してください。（受講申込書（別紙様式1）の「⑤E-mail」の欄に記入ください。）

○受講申込み後は、メールアドレスの変更はできません。

次の要件をすべて満たすメールアドレスを登録してください。

受講場所を考え、常時確認可能であること

(注意) インターネットを活用した受講（自宅や職場等）、会場での集合形式の実習時、双方の場合を想定し、常時閲覧可能であること

受信データサイズに制限のないこと。

添付ファイルを開くことができること。

(注意) Microsoft Office データの編集、PDF の閲覧等ができること。

キャリアメール（携帯メール）は、ご遠慮ください。

個人のメールアドレスであること。職場の代表アドレスは、ご遠慮ください。

(注意) メールを使い、テストの結果通知やレポートの添削等を行います。

○メールアドレスは、1つしか登録できません。

○Gmail をお使いの方は特にご注意願います。

当センターからの一斉送信メールを受信できない事案が多発しています。

次のいずれかの対応をお願いします。

① 「@nier.go.jp」からのメール又は、別途指定するメールアドレスを受信できるようにドメイン指定を行う。

② Gmail 以外のメールアドレスを登録する。

## 10 受講者の選定及び受講者決定の通知

当研究所は、「社会教育主事講習運営委員会」の意見を基に受講者を選定し、受講決定した結果を、推薦のあった都道府県教育委員会及び受講者本人に通知します。

受講対象者の選考を行う際には、文部科学省が定める本講習の運用指針（社会教育主事講習の実施について（以下、「運用指針」という。））に基づき、新たに社会教育主事となる資格を得ようとする者のうち、以下の順に規定されている職（常勤・非常勤を問わない）についている者を優先することとします。

- ① 都道府県・市町村の教育委員会の事務局に置かれている職員
- ② 都道府県・市町村の職員
- ③ 「社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職を指定（H8.8.28 文部省告示第 148 号）」に規定されている職についている者

なお、上記を原則としつつ、次に該当する者を考慮するほか、新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点を踏まえ「社会教育主事講習運営委員会」の意見を基に選定します。

- 令和3年度社会教育主事講習 [A] の「生涯学習支援論」及び「社会教育演習」の講義部分の受講を終了し、演習部分が新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発令に伴い延期になり、結果として延期後の日程では業務の理由から都合がつかず、受講を辞退した者※（自己都合や受講者側の理由で辞退した者を除く。）

※該当者には、当研究所から令和3年10月26日付「緊急事態宣言に伴う令和3年度社会教育主事講習 [A] の受講辞退者への対応（通知）3 教研実践第96号」を通知しています。

## 11 修了認定及び修了証書

(1) 本講習の単位修得の認定は、次の要件を総合的に考慮し、外部有識者も加えた運営委員会の議を経て行います。

詳細は、後掲の**社会教育主事講習単位修得認定細目**（国立教育政策研究所社会教育実践研究センター長裁定）を参照してください。

### 社会教育主事講習における単位修得認定

#### ○各科目とも講義・演習時間の5分の4以上の出席があること。

- ・本講習は、全日出席することが原則です。受講に専念できるように仕事を調整してください。
- ・eラーニングによる受講については、すべての講義を視聴することが原則です。

#### ■ eラーニングによる受講

- ・1つの講義は、複数の動画データ（チャプター）に分割されています。
- ・講義毎にふりかえりの時間があり、その課題に合格すると、その講義を「履修」したものとみなします。

#### ■ ライブ配信による受講

- ・Zoomの画面上に映った顔で本人及び出席の確認をします。
- ・次に該当する場合は、欠席とみなし、欠席届の提出を求められます。  
業務や私用によって受講を中断又は離席したとき  
カメラがオフのとき  
画面上、受講者が特定できないとき  
その他、受講に専念できていないと判断される時

#### ○科目ごとの課題について、「合格」の評価を得ていること。

次の項目のいずれかに該当する場合には「不合格」となります。

- ・確認テストの点数が、合格点に達していない
- ・演習成果物を期限内に完成していない

#### ○その他、講義・演習等における履修状況が適切であると認められること。

受講期間中、次に該当する場合は当研究所からの指示に従っていただけないときは、受講を遠慮いただく場合があります。

- ・当研究所からお願いした新型コロナウイルス感染症防止対策を行っていないと認められる場合
- ・他の受講生の受講の妨げまたは迷惑になる行為をしたと認められる場合
- ・受講態度が著しく不良であると認められる場合
- ・オンラインでの受講中において、受講に専念できる環境で受講していないと認められる場合
- ・受講生が公序良俗に反する行為や法令等の重大な違反行為を行い、社会通念上において受講させるべきではないと認められる場合
- ・その他、本講習の運営に支障をきたす行為・行動が認められる場合



(2) 当研究所は、省令第8条により、本講習において8単位以上の単位を修得した者に対して、受講終了後、講習の修了証書を授与します。

修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができます。

なお、修得単位が8単位に満たない者に対しては、修得した科目の「単位修得証明書」【様式4】を交付します。

## 12 受講に要する経費

受講に要する経費（例：交通費、食費、宿泊費、インターネット受講に要する端末や接続に関する費用等）は、受講者側の負担とします。また、本講習が非常災害や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発令に伴い延期や中止になった場合であっても、それに伴い発生したキャンセル料等について当研究所では負担できませんので、あらかじめ御承知おきください。

受講料はありませんが、テキスト等は各自で準備していただきます。当センターでは販売していませんので、受講決定後講習開始までに各自でお買い求めください。

（「Ⅲ 受講について 3 受講にあたり準備していただくもの」を参照。）

## 13 非常変災等について

非常変災等が発生した場合において、台風等、事前予測が相当程度可能な災害の場合は、代替措置等について速やかに決定し、受講者等関係者全員に遅滞なく連絡します。

なお、非常変災等の発生により概ね一週間以上にわたって講習実施の困難が想定される際は、文部科学省と協議の上、その後の対応について決定します。

## 14 その他

本実施要項に定めるもののほか、講習実施に関することは、必要に応じて、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター長が定めます。

実施要項に記載されていることや示されている要件等を満たしていないことが原因で不具合が生じ、結果として受講ができなくなっても、当研究所では、責任を負いません。よくお読みになった上で申込み又は受講の準備等をしてください。

## Ⅱ 受講申込み

### 1 受講申込み手続

インターネットによる受講申込みはできません。郵送等による申込みのみとなります。

#### (1) 受講資格

前述のとおり、省令第2条各号（後掲）に該当する者は、受講申込みできます。ただし、次に該当する者や場合は、受講をお断りすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

- ・過去 14 日以内に政府から**入国制限、入国後の観察期間**を必要とされている国や地域への渡航並びに当該在住者との**濃厚接触**があるとき
- ・**新型コロナウイルス感染症**と認定され、保健所や医師等から完治（療養解除）と判断されていないとき
- ・新型コロナウイルス感染症の**濃厚接触者**と認定された場合で、保健所や医師等の指示による療養期間を経過し療養解除となっていないとき
- ・**感染の疑いがある**と思われるときやPCR検査等が未実施で**判断のつかない**とき

#### (2) 受講の申込み方法及び申込み先

受講を申し込む者は、「(3)提出書類」に示す書類を次の区分に従い提出してください。当センターでは、受講者からの申込みを直接受け付けていません。

なお、独立行政法人国立青少年教育振興機構等に勤務する者で都道府県教育委員会との人事交流で採用されている職員は、派遣元の都道府県教育委員会に提出してください。

区分	提出先	注意
公務員、教育委員や社会教育委員、社会教育施設に勤務する者（指定管理を含む）	<b>勤務先がある</b> 都道府県教育委員会の社会教育主事講習担当宛て	○都道府県教育委員会の提出期限を各自で確認してください。※ ○受講資格を証明する証明書等は、発行に時間がかかる場合がありますので、その提出期限に間に合うように御準備ください。
上記以外の法人又は民間企業に勤務する者、学生、主婦等	<b>お住まいの</b> 都道府県教育委員会の社会教育主事講習担当宛て	○期限は厳守してください。

※ 都道府県教育から当研究所における最終的な申込書類の提出締め切りは、令和4年5月30日（月）となっています。都道府県教育委員会への提出期限は、早く設定されている場合があります。

(3) 提出書類

省令第2条に規定している受講資格に応じて、次の書類を提出してください。

※ 以下の注意事項（各書類共通）をよく確認して準備してください。

- 提出された書類については、返却いたしません。
- 写しを提出する場合は、所属機関又は推薦機関の「**原本証明**」が必要です。
- 過去に当研究所が実施する社会教育主事講習を受講し、次表のイ～オの書類を既に提出済みの場合には、「**受講申込書**」のみ提出してください。  
但し、旧カリキュラム（令和元年以前）での修了者は、再度「受講動機について【様式5】」を提出願います。
- 公的機関や大学等の機関が発行する**証明書**は、申込書を提出する日から**3か月以内**に取得したものを提出してください。
- 各証明書等記載の氏名と現在の氏名が異なる場合には、「**戸籍抄本**」等の**証明書**類を併せて提出ください。

提出書類  省令第2条 の受講資格	ア	イ 受講資格を証明する書類			ウ	エ	オ	カ
	受講申込書【様式1】 ・写真票	卒業証明書	教育職員免許状授与証明書 又は 教員免許状の写し	勤務証明書【様式2】	単位修得認定申請書【様式3】	単位修得証明書【様式4】	受講動機について【様式5】	角2封筒（宛名済切手貼付済2枚）
第1号該当者	◎	○				△	○	◎
第2号該当者	◎		○			△	○	◎
第3・4・5号該当者	◎			○		△	○	◎
当研究所で 受講経験のある者 (分割受講、既修了者)	◎						○ ※	◎

◎…必須、○…該当者は提出、△…単位修得認定申請をする者はウとエを併せて提出

※…旧カリキュラム（令和元年以前）での修了者は、再度提出願います。

提出書類の詳細については、次ページ以降の注意事項をよく確認の上、作成し提出してください。また、後述の「社会教育主事講習の申込み等に関するQ & A」もあわせて御確認ください。

ア. 「社会教育主事講習[A]受講申込書」及び「写真票」…【様式1】

当センターのホームページから、申込書の様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、提出してください。作成した**申込書のデータ**（Excel）についても、申込先の都道府県教育委員会が指定する方法で、**上記と併せて提出**ください。

なお、申込者の印鑑は不要ですが、**必ず本人が作成し、申込み**してください。

ライブ配信による受講中の本人確認のため、3か月以内に撮影した**写真**（受講申込者のみを正面から撮影したもの・上半身・無帽・カラー）のデータを「**写真票**」に貼り付けしてください。

受講申込書作成上の注意事項

○ **申込書のデータ**（Excel）は、次からダウンロードしてお使いください。

＜申込書のデータのダウンロードURL＞

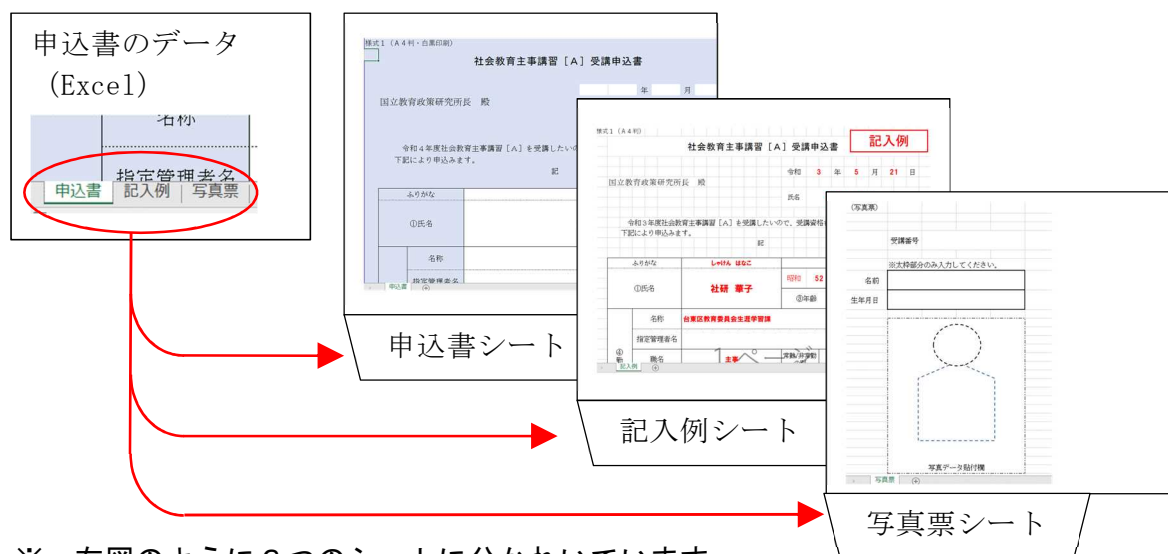
国立教育政策研究所社会教育実践研究センターホームページ

<https://www.nier.go.jp/jissen/youkou/r04youkou/index.htm>

○ **【様式1】の申込書のデータ**（Excel）は、次の3つのシートに分かれています。

○ 必要事項入力・写真データ貼付後は、**書式設定の変更やシート分割等せず、そのまま提出**してください。特に「申込書」は白黒印刷や入力規則設定等をしていません。書式や設定等を変更しないでください。

	シート	入力等
【様式1】 申込書のデータ（Excel）	「申込書」	受講申込書となりますので、必要事項を入力して下さい。
	「記入例」	参照用。
	「写真票」	写真データを貼付してください



※ 右図のように3つのシートに分かれています。

イ. 「受講資格」を証明する書類（上記ア.の「⑩受講資格」欄を証明する書類）

省令第2条（後掲）に受講資格を規定しています。該当する受講資格（第○号）に応じて、必要な書類が異なりますので、次表をよく確認し提出してください。

省令第2条受講資格	必要な書類
第1号該当者	<p>a) 大学、短期大学又は高等専門学校の卒業(修了)証明書※            (大学を中途退学した場合は、2年以上在学し、62単位以上を修得したことの証明書)            ※ 「卒業証書」の写しや「成績証明書」では認められません。</p> <p>b) 大学又は大学院在学中の者は、「在学証明書」及び「大学に2年以上在学して62単位以上を修得したことが確認できる大学発行の証明書」及び「本講習の受講が学業・卒業に支障のない旨を記した在学中の大学又は大学院からの書面」（参考様式を参照）</p>
第2号該当者	<p>教育職員の普通免許状の写し※、又は教育職員免許状授与証明書</p> <p>※ 教育職員の普通免許状の写しは、1種類で可。            教育職員の普通免許状の写しを提出する場合は、所属機関又は推薦機関の「原本証明」が必要です。</p>
第3・4・5号該当者	<p>第3・4・5号に該当する者であることを所属長が証明する「勤務証明書」…【様式2】</p> <p>※ 省令第2条及び文部省告示第148号をよく確認し、第3・4・5号に該当する者であること（勤務年数及び職務内容）がわかるように具体的に記載してください。            所属長の署名又は記名押印が必要です。</p>

ウ. 「単位修得認定申請書」……【様式3】

単位修得の認定を希望する者は、「単位修得証明書」【様式4】を添付して提出ください。

詳細は、「2 科目代替について」を参照ください。

申込者の印鑑は不要ですが、必ず本人が作成し申込みしてください。

なお、令和元年度以前に大学等で社会教育主事講習の旧カリキュラムを修了し、社会教育士の称号を得るために申し込む場合は、新カリキュラムにおいても有効な科目について「単位修得認定申請書」を提出してください。

(例) 令和元年度以前の旧規程の下で実施された講習を修了した場合、省令附則（平成30年2月28日文部科学省令第5号）の規定により、「生涯学習概論」と「社会教育演習」については、単位修得済と認められますので、当該2科目について「単位修得認定申請書」を提出してください。

## エ. 「単位修得証明書」……………【様式4】※

講習の分割受講を希望する者のみ提出ください。  
詳細は、後述「3. 分割受講や履修順について」を参照ください。

なお、令和元年度以前に大学等で社会教育主事講習の旧規程の下で修了し、今回改めて社会教育士の称号を得るために申込みする場合は、「単位修得証明書」に代わり、同講習の修了証書の写し※を提出してください。

※写しを提出する場合は、所属機関又は推薦機関の「原本証明」が必要です。

## オ. 「受講動機について」……………【様式5】

様式5を用いて本講習の受講を希望した理由を320～400字で記入の上、印刷したものを提出ください。手書きの提出はご遠慮ください。

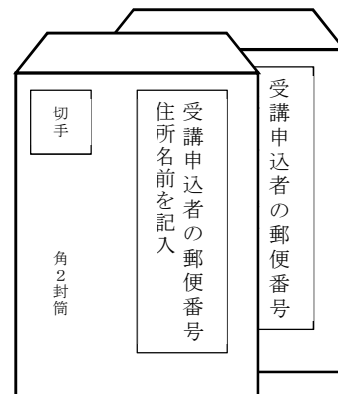
記入にあたっては、今後、講習で得た成果をどのように社会教育に役立てたいのかを含め、具体的に記入してください。

320字に満たない場合は、再提出をしていただきます。

過去に当研究所が実施する社会教育主事講習（旧カリキュラム（令和元年以前））を修了した者は、再度提出願います。

## カ. 「角2封筒（宛名済切手貼付済2枚）」

市販の角2封筒（無地でA4判の紙をが折らずに入るサイズ）に、必ず受講申込者の郵便番号・住所・名前を記入して、140円分の切手を貼ったもの2枚を受講申込書とともに提出してください。



## 2 科目代替について

(1) 省令第7条第2項及び第3項の規定により、大学等における科目の既修得単位及び文部科学大臣が定める学修をもって、本講習において受講者が修得すべき科目の単位に替えることができます。ただし、4科目全ての代替は認めませんので、1科目以上（科目は問いません）は受講してください。

また、代替できる単位は、受講申込みの時点で修得済みであることが必要です。

(2) 科目代替を希望する場合は、「単位修得認定申請書」【様式3】に必要事項を記入の上、当該科目に相当する科目の「単位修得証明書」等※を添付してください。

後日、社会教育主事講習運営委員会において書類等を審査し、単位を修得したと認める者に対し単位修得認定書を交付します。

※写しを提出する場合は、所属機関又は推薦機関の「原本証明」が必要です。

### 3 分割受講や履修順について

本講習では、科目ごとの分割受講のほか、複数年度にわたる分割受講を認めています。ただし、一つの科目内での分割受講はできません。また、分割受講する場合であっても、講習内容を体系的に理解し、実践力を高めてもらうため、①生涯学習概論、②社会教育経営論、③生涯学習支援論、④社会教育演習の順序での履修をお願いします。

既に、他の機関あるいは大学において、社会教育法第9条の5に定める社会教育主事講習の一部科目の単位を修得しており、当該科目の受講の免除を希望する場合は、「**単位修得証明書**」【様式4】（※）を提出してください。

※写しを提出する場合は、所属機関又は推薦機関の「**原本証明**」が必要です。

他の機関や大学において、単位修得証明書を所定の様式で用意している場合は、様式4によらず、その機関や大学所定の証明書（原本）の提出で構いません。

なお、当研究所が実施する講習で修得した場合は、【様式4】の添付は不要ですので、「**受講申込書**」【様式1】の「⑧単位修得の認定を受けた科目及び単位」欄に、修得済みの科目名及び単位数と併せて、「受講年度」と「講習名」を記入してください。

（記入例：生涯学習概論2単位（平成〇〇年度[A]））

生涯学習概論、社会教育演習については、令和元年度までの旧カリキュラムでの講習で修得していれば、令和2年度以降の講習においても修得済み科目となります。

### 4 健康状況の告知について

長期にわたる講習のため、受講申込みの際は、受講申込書【様式1】「**⑰健康状況**」欄に該当する事項は漏れなく御記入ください。また、受講申込み後に生じた疾病等についても必ず当センターに御連絡いただくようお願いします。

### Ⅲ 受講について

#### 1 受講決定

受講科目に応じて定員があります。申込み多数の場合は、運用指針に定める基準に従い、社会教育主事講習運営委員会の意見を踏まえ、受講者を選定していきます。また、希望する受講科目すべてを受講できない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

受講決定された者には、当研究所から文書で通知いたします。その際に、受講できる科目も提示いたします。

#### 2 受講環境その他

インターネットを活用した受講（ライブ配信）の場合は、次の各項目に注意してください。

- (1) 端末又はインターネット環境の不具合があった際に備え、直ちに電話連絡が可能となるように携帯電話を手元に置いてください。
- (2) 画面に映る顔で出席の判断をします。顔が確認できるように、カメラ機能をオンにし、位置も調整してください。  
なお、逆光やバーチャル背景を使用しているために顔が確認できない場合は、設定を変更していただく場合があります。
- (3) インターネットを活用した受講（ライブ配信の視聴）の場合、車を運転しながらの受講は、大変危険であるばかりか、道路交通法違反となる場合がありますので、絶対におやめください。また、公共交通機関等を使って移動中の受講もお控えください。受講に専念できる場所で受講してください。



- (4) ライブ配信及びeラーニングの録音や録画、講義資料の転用や頒布は禁止します。また、受講者以外に視聴させる行為も禁止致します。



### 3 受講にあたり準備していただくもの

#### (1) テキスト等

ア 受講科目に関わらず購入し準備するもの

名称	執筆・編集代表/出版社	定価
『生涯学習・社会教育行政必携』 (令和4年版)	生涯学習・社会教育行政研究会 /第一法規株式会社	5,500円+税10%

イ 受講科目に応じて準備するもの

受講科目	書籍等の情報 (名称/執筆・編集代表/出版社/定価)
生涯学習概論	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「<b>二訂 生涯学習概論</b>」 馬場祐次朗/株式会社ぎょうせい/1,700円+税10% 出版社から直接、又は書店や専用サイトで購入してください。</li> </ul>
社会教育経営論	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「<b>社会教育経営論</b>」 浅井経子/株式会社ぎょうせい/1,700円+税10% 出版社から直接、又は書店や専用サイトで購入してください。</li> </ul>
生涯学習支援論	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「<b>生涯学習支援論</b>」 清國祐二/株式会社ぎょうせい/1,400円+税10% 出版社から直接、又は書店や専用サイトで購入してください。</li> </ul>
社会教育演習	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「<b>社会教育計画策定ハンドブック計画と評価の実際</b>」 国立教育政策研究所社会教育実践研究センターホームページからダウンロードしてください。 <a href="https://www.nier.go.jp/jissen/chosa/handbook1-23.htm#researchHB-231">https://www.nier.go.jp/jissen/chosa/handbook1-23.htm#researchHB-231</a></li> <li>・「<b>社会教育推進のPDCAサイクルを確立するために必要とされる評価指標の在り方に関する調査研究報告書</b>」 国立教育政策研究所社会教育実践研究センターホームページからダウンロードしてください。 <a href="https://www.nier.go.jp/jissen/chosa/rejime/2014/02_all.pdf">https://www.nier.go.jp/jissen/chosa/rejime/2014/02_all.pdf</a></li> <li>・<b>勤務地等の社会教育・生涯学習振興に関する計画等</b> 各自治体のホームページからダウンロード等してください。</li> </ul>

#### (2) パソコンやタブレット端末等 (任意)

社会教育主事講習では、科目によってレポートの提出等が求められるものがあります。

当センターに集合して演習等する場合、研修用パソコン(インターネット接続有)の利用ができますが、台数に限りがあるため、特に遠隔地から受講される方は、各自の端末を持参することをおすすめします。ただし、当センターでは持参された端末をインターネット接続することはできませんので、各自でモバイルWi-Fiルーターを用意してください。

## 4 健康管理について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集合研修の2週間前からの検温記録等、受講期間中の体調管理の徹底、及び必要に応じて体調等の報告を求める場合があります。

講習期間中の万が一の事故やけがに備えて、傷害保険等に加入するなど、各自の責任で万全を期して参加していただきますようお願いいたします。また、健康保険証を持参ください。

## 5 非常変災等について

非常変災等が発生した場合においては、台風等、事前予測が相当程度可能な災害の場合は、代替措置等について速やかに決定し、受講者等関係者全員に遅滞なく連絡します。

なお、非常変災等の発生により概ね一週間以上にわたって講習実施の困難が想定される際は、文部科学省と協議の上、その後の対応について決定します。

## 6 その他

- (1) 講習期間中は、講義前後や昼休み等に、講習を運営する上で必要な情報をお知らせすることがありますので、あらかじめ御承知おきください。また、受講に必要な情報については、「研修案内」等として受講決定後に配付いたしますので参照してください。
- (2) 当センター内は禁煙です。
- (3) 当センターにお越しの際は、公共交通機関を利用してください。
- (4) 当センターには宿泊施設はありません。宿泊予定の方は、近隣のホテル等を各自で手配くださるようお願いいたします。
- (5) 本実施要項に定めるもののほか、講習実施に関することは、必要に応じて、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター長が定めます。

## 参考規程

### 社会教育法（昭和二十四年六月十日法律第二百七号）（抄）

#### （社会教育主事の資格）

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

- 一 大学2年以上在学して62単位を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が3年以上になる者で、社会教育主事の講習を修了したもの
  - イ 社会教育主事補の職にあった期間
  - ロ 官公署又は社会教育関係団体における社会教育に係のある職で文部科学大臣の指定するものにあつた期間
  - ハ 官公署又は社会教育関係団体が実施する社会教育に係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）
- 二 教育職員の普通免許状を有し、かつ5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、社会教育主事の講習を修了したもの
- 三 大学に2年以上在学して62単位以上修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で一号のイからハまでに掲げる期間を通算した期間が1年以上になるもの。
- 四 社会教育主事の講習を修了したもので（1号及び2号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について一号から三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの。

#### （社会教育主事の講習）

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

- 2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

## 社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）（抄）

（講習の受講資格者）

第二条 講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第十七号。以下「改正法」という。）附則第二項の規定に該当する者
- 二 教育職員の普通免許状を有する者
- 三 二年以上法第九条の四第一号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者
- 四 四年以上法第九条の四第二号に規定する職にあつた者
- 五 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めたる者

（受講申込）

第二条の二 講習を受講しようとする者は、講習を実施する大学その他の教育機関に申込書を提出しなければならない。

第八条 講習を行う大学その他の教育機関の長は、第三条の規定により八単位以上の単位を修得した者に対して、講習の修了証書を与えるものとする。

2 [略]

3 第一項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。

（注）なお、社会教育法第九条の四第一号ロ・ハに規定する職務及び社会教育法第九条の四第二号に規定する職についての具体的なことは、「社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定（平成八年八月二八日文部省告示第一四八号）」を参照すること。

社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定（平成八年八月二八日文部省告示第一四八号）

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の四第一号及び第二号の規定に基づき、社会教育に関係のある職及び教育に関する職を次のとおり指定する。

一 社会教育法第九条の四第一号ロに規定する社会教育主事補の職と同等以上の職は次のとおりとする。

- 1 文部科学省（文化庁及び国立教育政策研究所を含む。）、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人（以下単に「大学共同利用機関法人」という。）、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター及び独立行政法人国立青少年教育振興機構において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
- 2 地方公共団体の教育委員会（事務局及び教育機関を含む。以下同じ。）において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
- 3 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
- 4 社会教育施設において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
- 5 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第四条に規定する司書の職
- 6 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第四条第四項に規定する学芸員の職
- 7 社会教育関係団体において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者（常時勤務する者に限る。）の職であって、文部科学大臣が一の1から一の3に掲げる職に相当すると認めた職
- 8 その他文部科学大臣が一の1から一の7までに規定する職と同等以上と認めた職

二 社会教育法第九条の四第一号ハに規定する社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものは次のとおりとする。

- 1 国立教育政策研究所、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
- 2 地方公共団体の教育委員会が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
- 3 大学等が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導

- 4 社会教育施設が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
  - 5 社会教育関係団体が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
  - 6 独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第十三条第一項第三号に規定する国民等の協力活動
  - 7 その他文部科学大臣が二の1から二の6までに規定する業務と同等以上と認めた業務
- 三 社会教育法第九条の四第二号に規定する教育に関する職は次のとおりとする。
- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校の学長、校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、副学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、講師（常時勤務する者に限る。）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員（常時勤務する者に限り、単純な労務に雇用される者を除く。）及び学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の三に規定する職員をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。）の職
  - 2 学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校の校長及び教員の職
  - 3 少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）第一条に規定する少年院又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十四条に規定する児童自立支援施設において教育を担当する者の職
  - 4 その他文部科学大臣が三の1から三の3までに規定する職と同等以上と認めた職

## 社会教育主事講習単位修得認定細目

(国立教育政策研究所社会教育実践研究センター長裁定)

標記講習における「社会教育主事講習規程」(昭和26年文部省令第12号)第7条の規程による単位修得の認定は、次の各号の要件を総合的に考慮し、外部有識者も加えた運営委員会の議を経て行うものとする。

- 1 受講者は、各科目とも講義・演習時間の5分の4以上の出席があること。  
ただし、出席時間数が5分の4未満の者のうち、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター長がやむを得ない事由があると認めた場合には、補講その他の措置をもって出席時間数に代えることができる。
- 2 各科目ごとの課題について、「合格」の評価を得ていること。
- 3 その他、講義・演習等における履修状況が適切であると認められること。

## 社会教育主事講習単位修得認定細目におけるやむを得ない事由について

(国立教育政策研究所社会教育実践研究センター長裁定)

社会教育主事講習単位修得認定細目(平成13年4月23日国立教育政策研究所社会教育実践研究センター長裁定)第1号において、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター長が認めるやむを得ない事由とは、次の各号に掲げるものとする。

- 1 公共交通機関の遅延、天災等により出席できない場合。
- 2 受講者の親族が死亡した場合で、受講者が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため、出席できない場合。  
なお、親族、日数の範囲は、人事院規則15-14第22条(特別休暇)の規定を準用する。
- 3 その他、受講者本人の責に帰さない事由により受講が困難となる等、社会通念上、出席できないことがやむを得ないと認められる場合。

## 社会教育主事講習の申込み等に関するQ & A

### 1 受講資格

Q 1 : 私は、地元の高校を卒業し、市役所で生涯学習や社会教育の担当として5年に勤務しております。受講資格のどれに該当しますか。

A 1 : 第3号に該当するものと思います。社会教育主事講習の受講資格については、社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）第2条に規定されています。

第2条	該当する者の例
第1号該当者	大学や高等専門学校を卒業した者
第2号該当者	教育職員の普通免許状を有している者
第3号該当者	2年以上、社会教育主事補、司書・学芸員等、社会教育に関係する業務に従事している者 他
第4号該当者	4年以上、学校の教職員、専修学校の校長及び教員、少年院又は児童自立支援施設において教育を担当する職にあった者
第5号該当者	その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

Q 2 : 受講資格のうち、第1号に該当します。卒業証書の写しや成績証明書の添付でもよいでしょうか

A 2 : 必ず、卒業証明書を提出してください

Q 3 : 新規に受講を考えています。受講の順番として、①生涯学習概論、②社会教育経営論、③生涯学習支援論、④社会教育演習の順序での履修をお願いしますとありますが、都合により、社会教育経営論から受講したいと思いますが、可能でしょうか。

A 3 : できません。当センターで受講する場合は、①生涯学習概論、②社会教育経営論、③生涯学習支援論、④社会教育演習の順番に受講してください。

なお、当センターと同様に文部科学省から委嘱を受けた機関において実施している講習を部分的に受講した場合、受講の順番が崩れてしまうケースがありますが、当センターで受講する予定の残りの科目については、①②・・・のとおり受講してください。

Q 4 : 大学生の時に、社会教育に関する講義を修了しています。社会教育主事講習を受講するにあたって、大学での修得をもって省略できる科目はありますか。

A 4 : 年代によって科目やカリキュラムが異なりますので一概に言えません。また、大学における社会教育主事養成課程と、社会教育主事講習では、修得すべき科目と単位数に違いがあります。大学が発行する単位修得証明書を取得していただくと、修了した年月、科目、単位数がわかり、当センターにおいて、各科目の修了の可否、科目の代替ができるか否か、修得単位の認定等の判断が可能となります。



Q 5 : 受講資格はありますが、現在、日本国外に住んでいます。オンラインで受講できる科目もあるようですが、受講できますか。

A 5 : 指導の関係上、日本国内に居住し、電話や郵便により連絡が取れることが必要です。

## 2 必要書類

Q 1 : 受講申込書に添付した書類について、返却してもらえますか？

A 1 : 返却できません。

Q 2 : 3年前に大学から取得した卒業証明書が手元にあります。添付書類として使うことはできますか？

A 2 : 公的機関や大学等の機関が発行する証明書は、申込書を提出する日から3か月以内に取得したものを提出してください。

Q 3 : 教育職員普通免許状と現在の氏名の姓が異なりますが、どのようにしたらよいでしょうか。

A 3 : 戸籍抄本、住民票の写し、運転免許証等、姓が変わっているが同一人物であること、例えば婚姻によって姓を変更したことを公的機関が証明する書類を提出してください。

Q 4 : 異動や転職等で、複数の職場・機関に勤務しました。勤務証明書は、それぞれの職場や機関に証明してもらえばよいでしょうか。

A 4 : それぞれの職場や機関に証明していただくのがよいと思いますが、現在お勤めの職場で、これまでの職歴が証明できるのであれば、それでも結構です。

## 3 受講申込み

Q 1 : 大学を卒業しています。長い間勤務していた仕事も5年前に定年退職し、現在は地域のボランティア等の活動をしています。受講申込みは、センターに直接送付してよろしいでしょうか。

A 1 : 当センターでは、直接申込みを受け付けていません。  
公務員、教育委員や社会教育委員、社会教育施設に勤務する者（指定管理含む）は、勤務先が所在する都道府県教育委員会に申込みをしてください。それ以外の方は、お住まいの都道府県教育委員会を通して申し込みください。

Q 2 : 社会教育主事講習を申込みしました。eラーニング、ライブ配信による受講、集合形式による演習等を休まず受ければ、修了できるのでしょうか。

A 2 : 各科目5分の4以上の出席に加え、受講科目によって、確認テストや演習等の科

目ごとの課題に合格することが必要です。また、履修の状況を総合判断するもの等を考慮して社会教育主事講習運営委員会の議を経て、最終的な修了認定をいたします。

**Q 3 : 受講に係る費用は、どのくらいかかりますか。**

A 3 : 受講料はありません。ただし、『生涯学習・社会教育行政必携』や各科目で使用する書籍等は、受講者自身で揃えていただく必要があります。  
また、遠隔地から参加する場合の交通費や宿泊費、ライブ配信による受講に要するパソコンやネットワーク接続に関する費用等は、受講者側の負担となります。

## 4 受講者の選定

**Q 1 : 定員よりも申込が多い場合は、どのように選定されるのでしょうか。**

A 1 : 文部科学省が定める本講習の運用指針（社会教育主事講習の実施について（運用指針））に基づき、新たに社会教育主事となる資格を得ようとする者のうちから、次の順に規定されている職についている（常勤・非常勤を問わない）者を優先することとします。

- ① 都道府県市町村の教育委員会の事務局に置かれている職員
- ② 都道府県市町村の職員（教員や首長部局の社会教育施設を含む）
- ③ 「社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職を指定（H8.8.28 文部省告示第 148 号）」に規定されている職についている者

## 5 受講

**Q 1 : eラーニング（オンデマンド教材の視聴）による受講の場合、どのくらいのペースで視聴すれば、いいのでしょうか。**

A 1 : 例えば、平日昼間は仕事をし、勤務時間外を利用して受講する場合を想定すると、次のようになります。

平日の自宅帰宅後に1講義（90分）を視聴し、土日は、それぞれ6時間（2～4講義分）視聴するとした場合、1週間あたり19.5時間分を受講することができます。生涯学習概論と社会教育経営論は、それぞれ30時間分ですので、2～3週間超の日数が必要になります。

視聴可能期間は、時間を効率的に使うようにしていただく必要があります。

なお、1つの講義、例えば90分の講義の場合、4つのチャプター（1チャプターは約15分間）に動画が分かれており、その都度、講義のふりかえりの時間が用意されています。

Q 2 : ライブ配信による受講の場合は、どこでも受講可能でしょうか。

A 2 : 自宅又は職場での受講をお願いします。これまでも、車を運転しながら、タクシーや電車で移動しながらの受講が実際にありました。このような場合は、受講に専念していないと判断することがあります。特に車を運転しながらの受講は、大変危険であるばかりか、道路交通法違反となる可能性もありますので、絶対におやめください。

Q 3 : 講習期間中、仕事で欠席しなければならない日がありますが、その時だけ休むことはできるのでしょうか。

A 3 : 本実施要項に記載しているとおおり、講習は、全日出席することが必要です。仕事による欠席は原則認められませんので、受講に専念できるように仕事を調整してください。また、職場の上司や同僚の理解や協力も必要になってくるものと思います。

## 6 その他

Q 1 : 数年前に社会教育主事講習を修了しましたが、修了証書を紛失しました。再発行は可能でしょうか。

A 1 : 修了証書は再発行できませんので大切に保管してください。ただし、「単位修得証明書」の発行は可能です。

Q 2 : 講習修了後、「社会教育士」の認定書はいただけるのでしょうか。

A 2 : 「社会教育士」の認定書はありません。社会教育主事講習の修了証書を発行いたします。修了証書を授与された者は、「社会教育士（講習）」と称することができます。社会教育主事講習等規程（昭和 26 年文部省令第 12 号）第八条参照。

Q 3 : 社会教育主事講習を修了した者ですが、社会教育士となるために学び直しをしようと考えています。必要な科目について教えてください。社会教育実践研究センターで受講できますか。又はそれ以外で受講できますか。

A 3 : 社会教育主事講習を修了した者が「社会教育士」と称するためには、令和 2 年度からのカリキュラムの新科目である、「社会教育経営論」と「生涯学習支援論」の 2 科目を修得していただく必要があります。

居住地の都道府県教育委員会を通して申込みできます。ただし、当センターは、新たに社会教育主事となる資格を得ようとする者を優先しているため、定員に余裕がある場合に受入れ可能ということになります。

なお、文部科学省から委嘱を受けた機関（大学等）でも受講できますので、文部科学省のホームページ等で確認してみてください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/gakugei/syuj/mext\\_00730.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/syuj/mext_00730.html)

## 令和4年度 社会教育主事講習 [A] 受講申込書

年 月 日

国立教育政策研究所長 殿

推薦元都道府県名

令和4年度社会教育主事講習 [A] を受講したいので、受講資格を証明する関係書類を添えて下記により申込みます。

記

記入の基準日：令和4年5月1日

ふりがな						②生年月日		
①氏名						年	月	日
		③年齢						
④勤務先	名称							
	指定管理者名							
	役職名			常勤/非常勤 の別				
	所在地	〒						
	TEL							
⑤E-mail								
		※申込後は変更できません。要項を確認の上でメールアドレスを指定してください。						
⑥現住所		〒						
		TEL			緊急連絡先 (携帯電話番号等)			
⑦受講希望 ⑧単位修得認定済 ⑨単位修得認定申請  (科目に○印をすること)	科目名	単位	⑦受講希望	⑧単位修得認定済		⑨単位修得認定申請		
	生涯学習概論	2						
	社会教育経営論	2						
	生涯学習支援論	2						
	社会教育演習	2						
⑩受講資格		社会教育主事講習等規程第2条第				号に該当		

<事務局処理欄>

処理欄	受付日	受講資格	添付書類	データ入力	備考欄

⑪受講前 オリエンテーション	A : 6月30日 (木) 17:00~18:30 B : 7月 1日 (金) 14:00~15:30		に参加します。
⑫最終学歴	年 月 日 卒 専攻科目 :		
	学校名 [ ]		
⑬教員職員免許状 の種類			
⑭職歴 「元号」は、昭和・平成・令和のいずれかに変更する ※現職も記入 ※社会教育関係以外も記入 ※書ききれない場合は主なものに限定する	年 月 ~ 年 月 ( 年 か月 )	( )	
	年 月 ~ 年 月 ( 年 か月 )	( )	
	年 月 ~ 年 月 ( 年 か月 )	( )	
	年 月 ~ 年 月 ( 年 か月 )	( )	
⑮生涯学習・ 社会教育活動歴	年 月 ~ 年 月 ( 年 か月 )	( )	
	年 月 ~ 年 月 ( 年 か月 )	( )	
⑯社会教育の経験年数	( 年 か月 )	( 令和 4 年 5 月 1 日現在 )	
⑰健康状況	現在、通院・投薬等健康上留意することが ( ) 上記が「ある」場合で、具体的な病名や留意点等を次に記入してください。 ( ) ※ 本申込書を提出後、健康上の留意点が生じた場合は、速やかに当センターまで必ず御連絡ください。		

<備考>

- 「④勤務先」の「役職名」欄は、申込書記入時のものを記入してください。受講申込者の所属先が指定管理者である場合には、「指定管理者名」欄を記入してください。
- 「⑧単位修得の認定を受けた科目及び単位」の欄は、社会教育主事講習等規程第3条の規定による社会教育主事講習修了に必要な科目のうち、既に修得している講習の科目及び単位、又は、同規程第7条第2項及び第3項の規定により、実施機関の長から単位修得の認定を受けた科目及び単位を記入してください。その場合、単位の認定を証明する関係書類を添付してください。  
なお、社会教育実践研究センターが実施する講習で認定を受けた場合は、単位認定証明書類の添付は不要です。その場合は、単位修得した科目名と単位数の横に、受講年度と講習名を書いてください（例：生涯学習概論2単位（平成〇〇年度[A]））。
- 「⑨単位修得認定を申請する科目及び単位」の欄は、新たに当研究所から単位修得の認定を希望する科目及び単位（「単位修得認定申請書」【様式3】の表第3欄に記載するもの）を記入してください。

（個人情報の利用目的）

本紙に記載された申込者の個人情報（住所・氏名・電話番号など）については、本講習の運営上必要なこと以外には一切使用いたしません。また、申込者の個人情報の漏洩等がなされないよう、国立教育政策研究所において適切に安全管理に努めます。

社会教育主事講習 [A] 受講申込書

記入例

令和 4 年 5 月 21 日

国立教育政策研究所長 殿

推薦元都道府県名

東京都

令和3年度社会教育主事講習 [A] を受講したいので、受講資格を証明する関係書類を添えて下記により申込みます。

記

記入の基準日：令和4年5月1日

ふりがな		しゃけん はなこ		②生年月日	
①氏名		社研 華子		昭和 52 年 10 月 10 日	
				③年齢	43
④勤務先	名称	台東区教育委員会生涯学習課			
	指定管理者名				
	役職名	主事	常勤/非常勤の別	常勤	
	所在地	〒 110-0007	東京都台東区上野公園12-43		
	TEL	03-3823-0241			
⑤E-mail		hanako-shaken@sample.co.jp			
※申込後は変更できません。要項を確認の上でメールアドレスを指定してください。					
⑥現住所		〒	271-0076		
		千葉県松戸市岩瀬442			
		TEL	047-364-6001		緊急連絡先 (携帯電話番号等)
⑦受講希望 ⑧単位修得認定済 ⑨単位修得認定申請 (科目に○印をすること)	科目名	単位	⑦受講希望	⑧単位修得認定済	⑨単位修得認定申請
	生涯学習概論	2		○ 令和2年度[A]	
	社会教育経営論	2		○ 上野大学	○ 2単位
	生涯学習支援論	2	○		
	社会教育演習	2	○		
⑩受講資格		社会教育主事講習等規程第2条第		3	号に該当

< 事務局処理欄 >

処理欄	受付日	受講資格	添付書類	データ入力	備考欄

⑪受講前 オリエンテーション	A : 6月30日 (木) 17:00~18:30 B : 7月 1日 (金) 14:00~15:30	<b>A</b>	に参加します。
⑫最終学歴	平成 <b>12</b> 年 <b>3</b> 月 <b>31</b> 日 卒 専攻科目: <b>教育</b>		
	学校名 [ <b>上野大学教育学部</b> ]		
⑬教員職員免許状 の種類	<b>小学校1種 中学校2種(国語)</b>		
⑭職歴  「元号」は、昭和・平成・令和のいずれかに変更する ※現職も記入 ※社会教育関係以外も記入 ※書ききれない場合は主なものに限定する	平成 <b>12</b> 年 <b>4</b> 月 ~ 平成 <b>20</b> 年 <b>3</b> 月 ( <b>8</b> 年 <b>0</b> か月 ) ( <b>上野第三小学校</b> )		
	平成 <b>20</b> 年 <b>4</b> 月 ~ 令和 <b>4</b> 年 <b>5</b> 月 ( <b>14</b> 年 <b>2</b> か月 ) ( <b>台東区教育委員会生涯学習課(現職)</b> )		
	年 月 ~ 年 月 ( 年 か月 ) ( )		
	年 月 ~ 年 月 ( 年 か月 ) ( )		
⑮生涯学習・ 社会教育活動歴	平成 <b>20</b> 年 <b>4</b> 月 ~ 令和 <b>4</b> 年 <b>5</b> 月 ( <b>14</b> 年 <b>2</b> か月 ) ( <b>台東区教育委員会生涯学習課(現職)で社会教育関係事業に従事</b> )		
	年 月 ~ 年 月 ( 年 か月 ) ( )		
⑯社会教育の経験年数	( <b>14</b> 年 <b>2</b> か月 ) ( 令和 4 年 5 月 1 日現在 )		
⑰健康状況	現在、通院・投薬等健康上留意することが <b>ある</b>  上記が「ある」場合で、具体的な病名や留意点等を次に記入してください。 <b>狭心症で血圧降下剤と抗血小板剤を投薬中。大けが等で出血したときは注意が必要。</b>  ※ 本申込書を提出後、健康上の留意点が生じた場合は、速やかに当センターまで必ず御連絡ください。		

<備考>

- 「④勤務先」の「役職名」欄は、申込書記入時のものを記入してください。受講申込者の所属先が指定管理者である場合には、「指定管理者名」欄を記入してください。
- 「⑧単位修得の認定を受けた科目及び単位」の欄は、社会教育主事講習等規程第3条の規定による社会教育主事講習修了に必要な科目のうち、既に修得している講習の科目及び単位、又は、同規程第7条第2項及び第3項の規定により、実施機関の長から単位修得の認定を受けた科目及び単位を記入してください。その場合、単位の認定を証明する関係書類を添付してください。  
なお、社会教育実践研究センターが実施する講習で認定を受けた場合は、単位認定証明書類の添付は不要です。その場合は、単位修得した科目名と単位数の横に、受講年度と講習名を書いてください(例:生涯学習概論2単位(平成〇〇年度[A]))。
- 「⑨単位修得認定を申請する科目及び単位」の欄は、新たに当研究所から単位修得の認定を希望する科目及び単位(「単位修得認定申請書」【様式3】の表第3欄に記載するもの)を記入してください。

(個人情報利用目的)

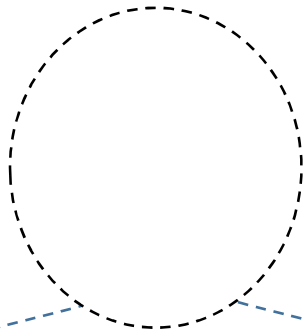
本紙に記載された申込者の個人情報(住所・氏名・電話番号など)については、本講習の運営上必要なこと以外には一切使用いたしません。また、申込者の個人情報の漏洩等がなされないよう、国立教育政策研究所において適切に安全管理に努めます。

受講番号

※太枠部分のみ入力してください。

名前

生年月日



500KB以下 3か月以内に撮影 カラー・無帽・正面・肩から上 スナップ写真・集合写真不可
写真データ貼付欄



勤 務 証 明 書

氏 名

生年月日

上記の者は、本 \_\_\_\_\_ に下記のとおり勤務していたことを証明する。

記

期 間	所 属 ・ 役 職 名	職 務 内 容
元号 年 月 元号 年 月 ( 年 か月)		
元号 年 月 元号 年 月 ( 年 か月)		
元号 年 月 元号 年 月 ( 年 か月)		

令和 年 月 日

所属長職・氏名

印

<備考>

1. この証明書は、社会教育主事講習等規程第2条の第3、第4、第5号該当者のみ添付してください。
2. 「期間」欄に記入する際、「元号」は、昭和・平成・令和のいずれかに変更してください。
3. 「所属・役職名」欄には、発令されたとおりの所属・役職名を記入してください。
4. 「職務内容」欄には、従事した職務の内容について、企画及び立案した事業名を挙げるなど具体的に記入してください。

社会教育主事講習単位修得認定申請書

下記の表第 4 欄に掲げる事由を証する書類を添えて次の通り申請いたします。

令和 年 月 日

国立教育政策研究所長 殿

1. 氏名		生年月日	
2. 住所	〒		
3. 認定を希望する科目及び単位数			
4. 申請事由及び適用条件			
5. 備考			

<備考>

第 4 欄に掲げる事由を証する書類について

大学において、社会教育主事講習の科目に相当する科目の単位を修得した場合は、その単位修得証明書を添付してください。

社会教育主事講習単位修得証明書

氏 名

生年月日

上記の者は、社会教育主事講習の下記の科目の単位を修得したことを証明する。

記

(科目名)

(単位数)

(修得年度)

年 月 日

実 施 機 関 印

受講動機について

氏名	
推薦を受ける都道府県名	
所属・役職名	

【記入欄】

1	必ず、この様式を利用して入力して下さい。
2	また、書式等は変更せず、320字以上記
3	載してください。
4	
5	(この文字は、削除して記入して下さい。)
6	
7	
8	
9	
10	(○○○字)
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	

(参考様式)

## 卒業見込証明

氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者は、以下のとおり〇〇大学〇〇学部〇〇学科を卒業見込みであることを証明いたします。

令和〇年〇月〇日から〇月〇日の期間に社会教育主事講習を受講しても大学の学業及び卒業に支障はありません。

### 記

卒業見込大学 〇〇大学〇〇学部〇〇学科

卒業見込年月日 令和〇年〇月〇日

令和〇年〇月〇日

〇〇大学〇〇学部

〇〇〇〇 〇〇 〇〇 印



## 令和4年度社会教育主事[A]講習を行う科目名、単位数、内容・テーマ、配当時間数、教育方法及び講師

科目名	単位数	内 容 ・ テ ー マ	配当時間数	教育方法	実施方法等	振り返り	講 師	
生涯学習概論	2	<b>1 生涯学習の理念と施策</b>						
		(1) 生涯学習の現代的意義	1.5	講義	eラーニング	○	八洲学園大学教授 浅井 経子	
		(2) 生涯教育論 生涯学習論の展開	1.5	講義	eラーニング	○	聖心女子大学教授 澤野 由紀子	
		(3) 生涯学習振興施策の動向	1.5	講義	eラーニング	○	文部科学省総合教育政策局	
		<b>2 社会教育の意義と展開</b>						
		(1) 社会教育の意義・特質	1.5	講義	eラーニング	○	青山学院大学教授 鈴木 眞理	
		(2) 日本と諸外国における社会教育の歴史的展開	1.5	講義	eラーニング	○	法政大学教授 久井 英輔	
		(3) 社会教育の基本法令・施策	1.5	講義	eラーニング	○	文部科学省総合教育政策局	
		(4) 社会教育法と社会教育に関する国の答申等	1.5	講義	eラーニング	○	青山学院大学コミュニティ人間科学部特任教授 山本 裕一	
		(5) 社会教育行政における委員 社会教育行政の組織と役割	1.5	講義	eラーニング	○	東京家政大学大学院特別教授 山本 和人	
		(6) 社会教育行政の組織と役割 社会教育主事の役割と職務	2	講義 事例研究	eラーニング eラーニング	○ ○	埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課 社会教育主事兼指導主事 岡田 直人 富岡市教育部生涯学習課生涯学習係社会教育主事 茂原 真哉	
		(7) 社会教育に係る財政、予算 社会教育主事の役割と職務	1.5	講義	eラーニング	○	札幌国際大学教授 佐久間 章	
		(8) 社会教育に関する団体と指導者	1.5	事例研究	eラーニング	○	文教大学准教授 青山 鉄兵	
		(9) 公民館の役割と機能	1	講義	eラーニング	○	東北学院大学教授 原 義彦	
		(10) 図書館の役割と機能	1	講義	eラーニング	○	青山学院大学コミュニティ人間科学部長・教授 小田 光宏	
		(11) 博物館の役割と機能	1	講義	eラーニング	○	国立科学博物館調整役(戦略、学習・連携担当) 小川 義和	
		<b>3 生涯学習社会と家庭・学校・地域</b>						
		(1) 生涯学習社会と家庭教育	1.5	講義	eラーニング	○	九州女子大学教授 大島 まな	
		(2) 生涯学習社会と学校教育	1.5	講義	eラーニング	○	独立行政法人教職員支援機構つくば中央研修センターセンター長 清國 祐二	
		(3) 家庭、学校、地域の連携・協働と 社会教育の役割	2.5	講義 事例研究	eラーニング eラーニング	○ ○	国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官 志々田 まなみ 奈良市教育委員会事務局教育部地域教育課地域学校連携係 地域学校連携推進員 菅野 雅子 西会津町家庭教育相談室「こころのオアシス」 家庭教育コーディネーター兼教育相談員 紫藤 真理子 星 佳子	
		社会教育主事の役割について (グループ協議)	1.5			ライブ配信		国立教育政策研究所社会教育実践研究センター 職員
社会教育施設の意義と役割 (シンポジウム)	3			ライブ配信		青山学院大学教授 山本 珠美 飯能市立図書館専門員 柳戸 信吾 安城市歴史博物館学芸係 野上 真由美 上田市上野が丘公民館館長補佐兼次長 小林 正樹		
小 計			30					





科目名	単位数	内 容 ・ テ ー マ	配当 時間数	教育 方法	実施方法等	振り返り	講 師	
社会 教育 経営 論	2	<b>1 社会教育行政と地域活性化</b>						
		(1) 社会教育行政と地域づくり	1.5	講義	eラーニング	○	全国視聴覚教育連盟会長 馬場 祐次朗	
		(2) 社会教育行政と市民協働・住民自治	2.5	講義	eラーニング	○	青山学院大学教授 山本 珠美	
				事例研究	eラーニング	○	裾野市社会教育委員 小田 圭介 仙台市生涯学習支援センター主査兼社会教育主事 佐伯 修一	
		<b>2 社会教育行政の経営戦略</b>						
		(1) 行政の経営戦略 社会教育行政の経営戦略	2.5	講義	eラーニング	○	東京工業大学名誉教授 坂野 達郎	
				事例研究	eラーニング	○	北九州市市民文化スポーツ局生涯学習課 調整中 多摩市くらしと文化部 文化・生涯学習推進課 伊藤 麻衣子	
		(2) 社会教育事業における評価の意義と方法	3	講義	eラーニング	○	東京家政大学准教授 宮地 孝宜	
				事例研究	eラーニング	○	愛媛県観光スポーツ文化局まなび推進課教育専門員 渡部 和寿 秋田市教育委員会生涯学習室副参事 山田 誠	
		<b>3 学習課題の把握と広報戦略</b>						
		(1) 地域課題の分析と把握	1.5	講義	eラーニング	○	滋賀大学教授 神部 純一	
		(2) 学習課題把握のための調査法とその活用	1.5	講義	eラーニング	○	横浜市立大学教授 土屋 隆裕	
		(3) 社会教育行政における地域広報戦略	1.5	講義	eラーニング	○	日本デジタルアーキビスト資格認定機構理事 坂井 知志	
		<b>4 社会教育における地域人材の育成</b>						
		(1) 地域課題解決・まちづくりに取り組む 人材の育成と活動支援	1.5	講義	eラーニング	○	学校法人文教大学学園理事長 野島 正也	
		(2) コーディネーターの役割、必要な知識・技術	1.5	講義	eラーニング	○	アクティブ・シティズンシップ研究所 (ALEC) 代表 興梠 寛	
		<b>5 学習成果の評価と活用の実際</b>						
		(1) 学習成果の評価と活用	2.5	講義	eラーニング	○	広島修道大学教授 山川 肖美	
				事例研究	eラーニング	○	東広島市教育委員会生涯学習部生涯学習課 課長補佐兼学習総務係長兼管理係長兼社会教育主事 福永 崇志 石川県教育委員会事務局生涯学習課担当課長 小山内 裕之	
		<b>6 社会教育を推進する地域ネットワークの形成</b>						
(1) 家庭、学校、地域の連携・協働の 推進と地域の活性化	1.5	講義	eラーニング	○	下関市立大学准教授 天野 かおり			
(2) NPO、企業等との連携・協働の 推進と地域の活性化	1.5	講義	eラーニング	○	明治学院大学教授 坂口 緑			
<b>7 社会教育施設の経営</b>								
(1) 社会教育施設の経営 (2) 社会教育施設のネットワーク	3	講義	eラーニング	○	青山学院大学准教授 大木 真徳			
		事例研究	eラーニング	○	瀬戸内市立図書館司書 横山 ひろみ 鳥取県立博物館学芸課 (学習支援担当) 茶谷 満			
社会教育主事の役割について (グループ協議)	1.5		ライブ配信		国立教育政策研究所社会教育実践研究センター 職員			
家庭、学校、地域の連携・協働の推進と地域の 活性化に向けて (シンポジウム)	3		ライブ配信		下関市立大学准教授 天野 かおり 上関町教育委員会教育文化課社会教育主事 岡村 伸二 士別市教育委員会生涯学習部社会教育課 社会教育係社会教育主事 田中 介			
小 計	30							



科目名	単位数	内 容 ・ テ ー マ	配当 時間数	教育 方法	実施方法等	振り返り	講 師
生涯学習支援論	2	<b>1 学習支援に関する教育理論</b>					
		(1) 学習支援の原理	1.5	講義	集合		青山学院大学准教授 本庄 陽子
		(2) 生涯発達から見た学習者の特性	3	講義	集合		国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官 加藤 かおり
		(3) 成人期・高齢期の教育理論					
		(4) 特別な支援を要する人々の学習	1.5	講義	集合		上越教育大学大学院教授 笠原 芳隆
		<b>2 効果的な学習支援方法</b>					
		(1) 学習者理解とカウンセリングマインド	1.5	講義	集合		放送大学教授 岩崎 久美子
		(2) 学習支援方法・形態	3	講義	集合		関東学院大学国際文化学部長・教授 吉田 広毅
		<b>3 学習プログラムの編成</b>					
		(1) 学習プログラムの設計・運営	1.5	講義	集合		宮城教育大学教授 梨本 雄太郎
		(2) プログラム編成の視点	3	講義	集合		文教大学教授 金藤 ふゆ子
				事例研究	集合		茨城県水戸生涯学習センター企画振興課社会教育主事 白井 秀樹
		<b>4 参加型学習の実際とファシリテーション技法</b>					
		(1) 学習支援方法としての参加型学習	3	講義	集合		国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官 志々田 まなみ
		(2) 参加型学習とファシリテーション	1.5	講義	集合		國學院大學准教授 青木 康太郎
(3) 参加型学習の実際とファシリテーション技法	10.5	演習	集合		(演習指導) 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター職員		
		小 計	30				

科目名	単位数	内 容 ・ テ ー マ	配当 時間数	教育 方法	実施方法等	振り返り	講 師
社会 教育 演習	2	1 教育事業の立案・展開の実際					
		(1)社会育主事有資格者及び社会教育士の 職務の実際	3	シンポ ジウム	集合		(コーディネーター) 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター職員 (登壇者) 宮崎県教育庁生涯学習課社会教育主事補 河村 康秀 倶知安町教育委員会社会教育課社会教育係長 藤田 創 狭山市教育委員会生涯学習部中央公民館主事 苫米地 有紗
		(2)事業計画立案の実際	27	演習	集合		(演習指導) 群馬県教育委員会事務局生涯学習課社会教育主監 茂木 良文 埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課社会教育主事兼指導主事 岡田 直人 千葉県教育庁教育振興部生涯学習課社会教育主事 角田 智之 神奈川県教育委員会生涯学習課社会教育グループ主幹兼社会教育主事 尾上 夏子
		小 計	30				
		合 計	120				

## 令和4年度社会教育主事講習 [A] 日程表

	生涯学習概論[2単位]			社会教育経営論[2単位]				
	eラーニング	ライブ配信	テスト等 締め切り	eラーニング	ライブ配信	テスト等 締め切り		
7/15 (金)	配信開始日			配信開始日				
5								
7/28 (木)		《生涯学習概論交流プログラム》 13:30~15:30  グループ協議 社会教育実践研究センター職員						
7/29 (金)			確認テスト 締め切り					
5								
8/4 (木)		eラーニング (オンデマンド教材の視聴)				eラーニング (オンデマンド教材の視聴)	《社会教育経営論交流プログラム》 13:30~15:30  グループ協議 社会教育実践研究センター職員	
8/5 (金)			《生涯学習概論シンポジウム》 9:30~12:40  社会教育施設の意義と役割 (コーディネーター) 青山学院大学教授 山本 珠美 (登壇者) 飯能市立図書館専門員 柳戸 信吾 安城市歴史博物館学芸係 野上真由美 上田市上野が丘公民館館長補佐兼次長 小林 正樹				《社会教育経営論シンポジウム》 13:40~16:50  家庭、学校、地域の連携・協働の推進と 地域の活性化 (コーディネーター) 下関市立大学准教授 天野 かおり (登壇者) 上関町教育委員会教育文化課社会教育主事 岡村 伸二 士別市教育委員会生涯学習部社会教育課 社会教育係社会教育主事 田中 介	確認 テスト 締め 切り
8/6 (土)								
5								
8/19 (金)			配信終了日					配信終了日

【科目名】「生涯学習支援論」[2単位]

9:00 9:30		11:00 11:15		12:45 14:00		15:30 15:45		17:15	
<p>【8/8(月)の日程】</p> <p>8:20～ 8:50 受付</p> <p>9:00～ 9:30 開講式・オリエンテーション</p> <p>9:30～12:45 講義 (休憩11:00～11:15)</p> <p>12:45～14:00 昼連絡・昼休憩</p> <p>14:00～17:15 講義 (休憩15:30～15:45)</p> <p>17:15～17:30 夕連絡など</p>			<p>【8/9(火)～8/15(月)の日程】</p> <p>9:15～ 9:30 朝連絡・課題出題など</p> <p>9:30～12:45 講義 (休憩11:00～11:15)</p> <p>12:45～14:00 昼連絡・昼休憩</p> <p>14:00～17:15 講義 (休憩15:30～15:45)</p> <p>17:15～17:30 夕連絡など</p>			<p>【8/16(火)～8/19(金)の日程】</p> <p>8:45～ 9:00 朝連絡・課題出題など</p> <p>9:00～12:10 講義 (休憩10:30～10:40)</p> <p>12:10～12:55 昼連絡・昼休憩</p> <p>12:55～17:45 講義 (休憩14:25～14:35、 16:05～16:15)</p> <p>17:45～18:00 夕連絡など</p>			
生涯学習支援論	8/8 (月)	学習者理解と カウンセリングマインド  放送大学教授 岩崎 久美子		学習プログラムの 設計・運営  宮城教育大学教授 梨本 雄太郎		学習支援の方法・形態  関東学院大学国際文化学部長・教授 吉田 広毅			
	8/9 (火)	プログラム編成の視点  〈事例研究〉 茨城県水戸生涯学習センター企画振興課社会教育主事 白井 秀樹		文教大学教授 金藤 ふゆ子		生涯発達から見た学習者の特性 成人期・高齢期の教育理論  国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官 加藤 かおり			
	8/10 (水)	学習支援の原理  青山学院大学准教授 本庄 陽子		特別な支援を要する 人々の学習  上越教育大学大学院教授 笠原 芳隆		学習支援方法としての参加型学習  国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官 志々田 まなみ			
	8/12 (金)	参加型学習と ファシリテーション  國學院大學准教授 青木 康太郎		参加型学習の実際と ファシリテーション技法  国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター 職員		参加型学習の実際とファシリテーション技法  国立教育政策研究所社会教育実践研究センター職員			
	8/15 (月)	参加型学習の実際とファシリテーション技法  国立教育政策研究所社会教育実践研究センター職員			参加型学習の実際とファシリテーション技法  国立教育政策研究所社会教育実践研究センター職員				

【科目名】「社会教育演習」[2単位]

		9:00	10:30	10:40	12:10	12:55	14:25	14:35	16:05	16:15	17:45
社会 教 育 演 習	8/16 (火)	《シンポジウム》 社会教育主事有資格者及び 社会教育士の職務の実際  <コーディネーター> 国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター職員 <登壇者> 宮崎県教育庁生涯学習課社会教育主事補 河村 康秀 俱知安町教育委員会社会教育課社会教育係長 藤田 創 狭山市教育委員会生涯学習部中央公民館主事 苫米地 有紗				事業計画立案の実際  群馬県教育委員会事務局生涯学習課社会教育主監 群馬県教育局市町村支援部生涯学習推進課社会教育主事兼指導主事 千葉県教育庁教育振興部生涯学習課社会教育主事 神奈川県教育委員会生涯学習課社会教育グループ主幹 兼 社会教育主事			茂木 良文 岡田 直人 角田 智之 尾上 夏子		
	8/17 (水)	事業計画立案の実際 ※8/16午後と同じ				事業計画立案の実際 ※8/16午後と同じ					
	8/18 (木)	事業計画立案の実際 ※8/16午後と同じ				事業計画立案の実際 ※8/16午後と同じ					
	8/19 (金)	事業計画立案の実際 ※8/16午後と同じ				事業計画立案の実際 ※8/16午後と同じ					閉 講 式

※閉講式終了時刻17:45





**【お問い合わせ】**

国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター  
企画課 普及・調査係

T E L : 03-3823-8420

E-mail : shujikou@nier.go.jp